

令和2年6月3日

かりはらいき
刈払機（草刈機）による事故に注意しましょう！
—手指の切断、目の負傷などの事故が発生しています—

人力で行うと重労働である草刈りを動力で行うことができる刈払機（草刈機）は、便利で身近な農器具です。しかし、高速で回転する刈刃が露出しているため、十分に安全に留意して使用しないと大変危険です。

消費者庁には刈払機を使用中の事故情報が平成27年4月から令和2年3月末までの5年間に計88件寄せられています。刈刃への接触や巻き込まれによる事故が半数以上を占めており、手指の切断などの重大な事故が発生しています。1年のうち5月と7～8月に事故が多く、これから夏場を迎えるに当たり、刈払機を使用する際には、以下の点に注意しましょう。

- (1) 刈払機を使用する前には必ず取扱説明書を読みましょう。
- (2) 作業に適した服装、装備で行いましょう。
- (3) 作業前に各部の点検をしましょう。特に刈刃、飛散保護カバー、肩掛けバンドやハンドルは正しく装着しましょう。
- (4) 作業をする際は、地面の異物を除去し、15m以内に人がいないことを確認してから開始しましょう。
- (5) 回転する刈刃が障害物や地面に当たって跳ね返るキックバックに注意しましょう。
- (6) 刈刃に巻き付いた草や異物を取り除く際は、必ずエンジンを止めてから行いましょう。
- (7) 農協及び販売店等が実施する刈払機の使用講習会を受講しましょう。

1. 刈払機の基本情報

刈払機とは動力で高速回転する刈刃により、草を刈り払う機械です（図1）。主に農作業、林業、農園業などで利用されていたものですが、家庭での庭の手入れや、道路脇、公園の草刈りなどを手軽に素早く行えることから、現在は一般消費者にも広く使用されるようになってきています。

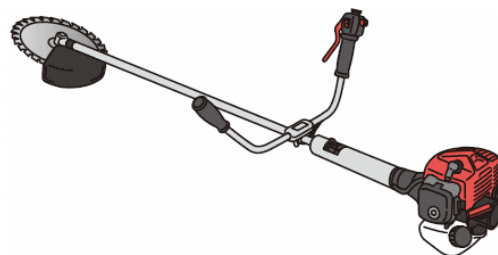


図1 刈払機

（一般社団法人日本農業機械工業会
「刈払機の正しい使い方」より）

そのため、現在は農機具専門店だけでなく、ホームセンターやインターネットなどでも販売されており、個人でも簡単に購入することができます。

2. 消費者庁に寄せられた事故情報の概要

消費者庁には、医療機関ネットワーク事業¹を通じて、刈払機による事故情報が、平成 27 年 4 月から令和 2 年 3 月末までの 5 年間に 65 件寄せられており、独立行政法人国民生活センターと消費者庁が、平成 29 年 7 月に注意を呼び掛けた²後も、事故は発生しています。

また、事故情報データバンクにも、同じく平成 27 年 4 月から令和 2 年 3 月末までの 5 年間に 23 件³寄せられています。

医療機関ネットワークに寄せられた事故情報を月別に見ると、8 月が 14 件と最も多く、5 月 12 件、7 月 11 件と続きます（図 2）。

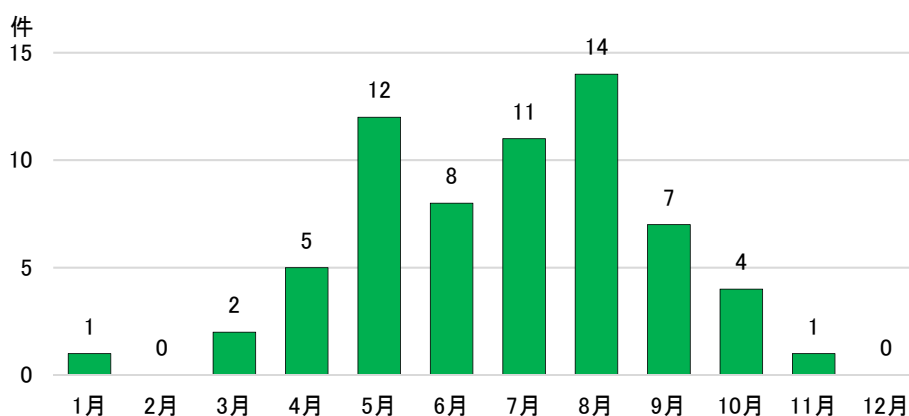


図 2 月別事故件数

年齢別に見ると、年代が上がるほど事故件数が増加し、70 歳代以上が 21 件と最も多く、全体の 32% を占めています（図 3）。

性別に見ると、男性が 56 件で全体の 86% を占めています（図 4）。

¹ 「医療機関ネットワーク事業」とは、参画する医療機関（令和 2 年 4 月時点で 27 機関が参画）から事故情報を収集し、再発防止にいかすことを目的とした消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業（平成 22 年 12 月運用開始）。ただし、医療機関数は変動している。件数及び分類は本件のために消費者庁が特別に精査したものの。

² 消費者庁・独立行政法人国民生活センター「刈払機（草刈機）の使用中の事故にご注意ください！」（平成 29 年 7 月 20 日公表）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_170720_0001.pdf

³ 「事故情報データバンク」は、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関より「事故情報」「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム（平成 22 年 4 月運用開始）。事実関係及び因果関係が確認されていない事例も含む。件数及び分類は、本件のために消費者庁が特別に精査したものの。

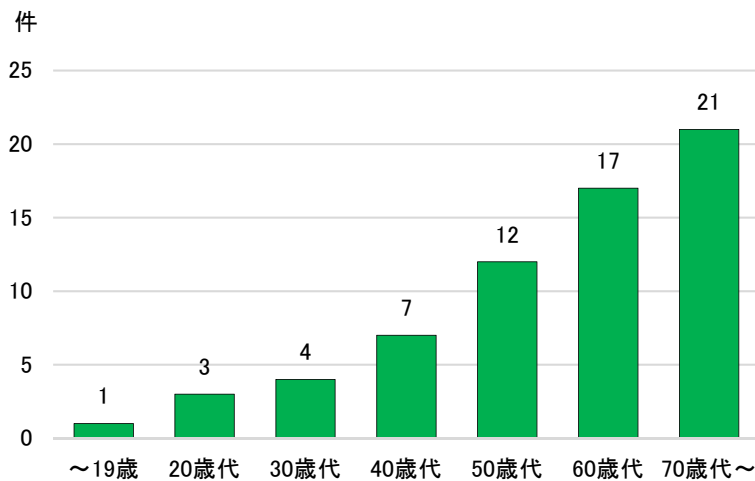


図3 年齢別事故件数

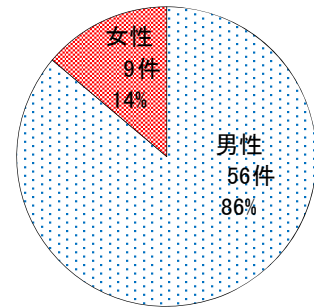


図4 性別事故件数

原因別に分類すると、「刈刃への接触・巻き込まれによる事故」が36件と最も多く全体の55%を占め、「飛散物による事故」が18件（28%）と続き、この上位2つで全体の83%を占めています（図5）。

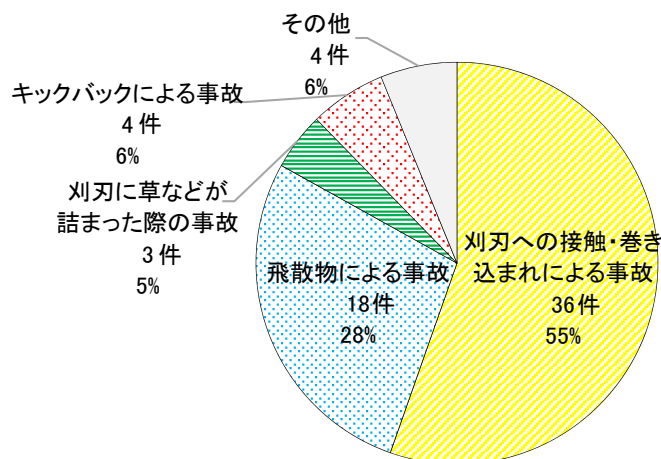


図5 原因別事故件数

症状別に見ると「刺傷・切傷・裂傷」が23件と最も多く、次いで「骨折」が12件となっています。また、「切断」が6件、「頭蓋内損傷」が2件、「神経・脊髄の損傷」が1件、「筋・腱の損傷」が1件など、重大な事故も発生しています（図6）。

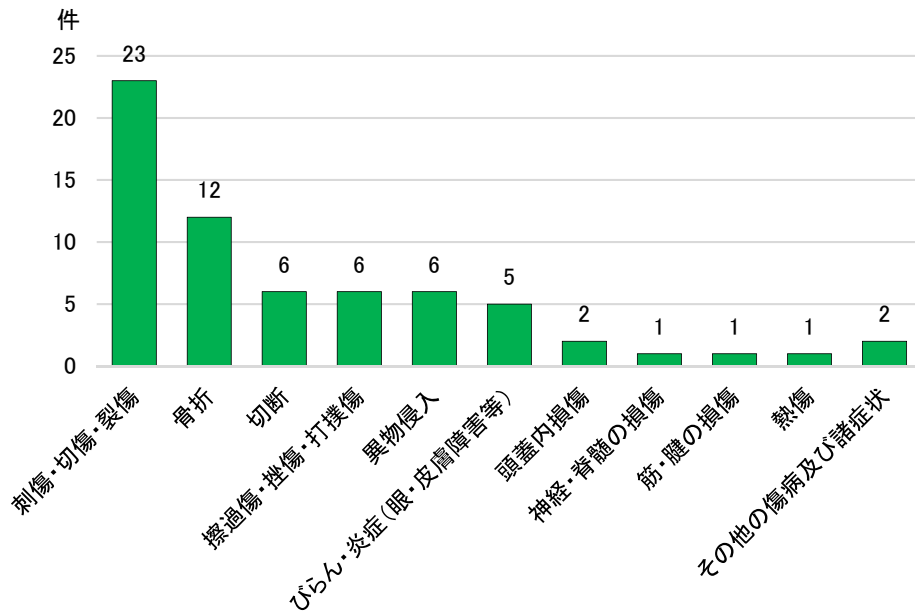


図6 症状別事故件数

受傷した部位別に見ると、「手指」が20件、「眼」と「大腿・下腿」がそれぞれ12件、「足指」が6件という順で多く発生しています（図7）。

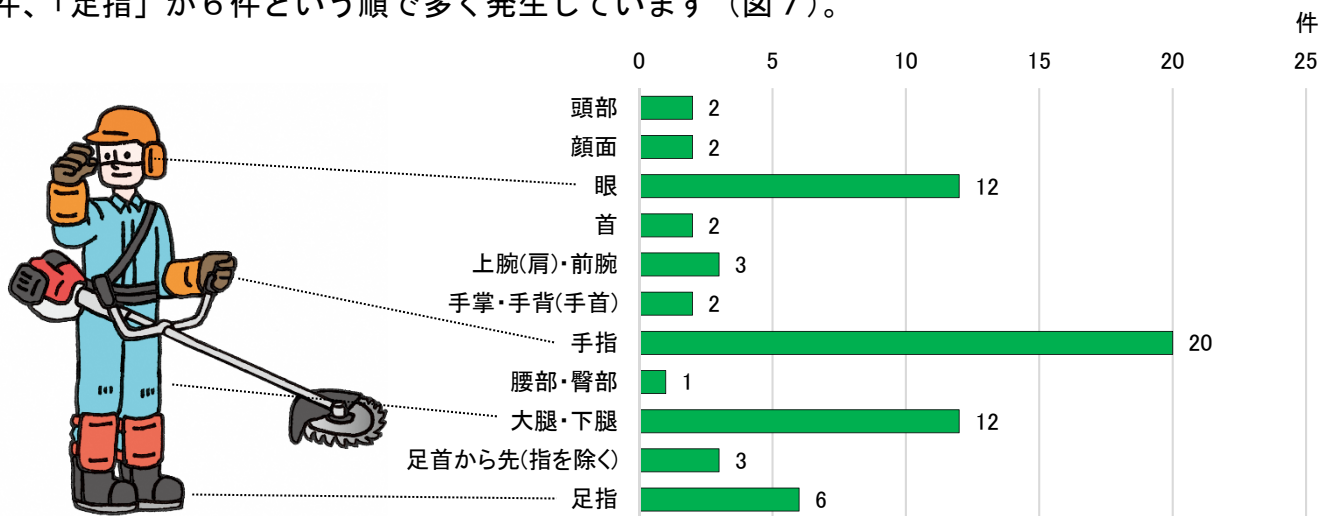


図7 受傷部位別事故件数

処置見込み別に見ると、「通院を必要とする事例」が23件、「入院を必要とする事例」が28件と、合わせて全体の78%を占める一方、「即日治療完了」は9件（14%）にとどまります（図8）。

危害の程度⁴としては、「軽症」が30件（46%）ですが、「中等症」は34件（52%）、「重症」も1件発生しています（図9）。

⁴ 「軽症」入院を要さない傷病、「中等症」生命に危険はないが、入院を要する状態、「重症」生命に危険が及ぶ可能性が高い状態

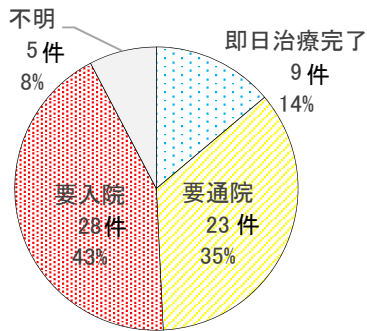


図8 処置見込み別事故件数

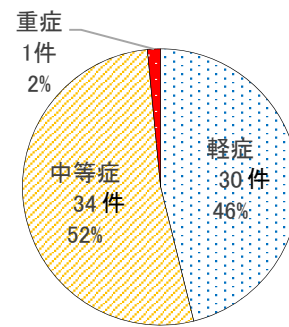


図9 危害の程度別事故件数

3. 主な事事故事例

(1) 刈刃への接触・巻き込まれによる事故

【事例1】

刈払機で草を刈っていた。電源を入れたまま、左手で地面の物を拾おうとしたところ、誤って刈払機に左手を巻き込まれた。左第2指がほぼ切断された。

(医療機関ネットワーク、平成29年8月、60歳代男性、要入院、中等症)

【事例2】

草刈り作業中の人に近づいてしまい、刈払機にて受傷し受診。右下腿、膝下5cmに15cm程度の切り傷。出血は多量ではないが、右足首を曲げることができないため、同日に緊急手術し入院。手術後、ギブスで固定し、リハビリ実施。

(医療機関ネットワーク、平成31年4月、40歳代男性、要入院、中等症)

(2) 飛散物による事故

【事例3】

刈払機で草を刈っている際、石が右眼に飛んできた。右眼にごろごろ感があり、右眼の角膜に穴が開いた状態。

(医療機関ネットワーク、令和元年8月、30歳代男性、要入院、中等症)

【事例4】

機械で草刈り中、異物が飛んできて首に当たった。CTにて、第7頸椎付近まで侵入している長さ2cmほどの針金のような異物を認めたため、摘出手術を行った。

(医療機関ネットワーク、平成30年7月、70歳代男性、要入院、中等症)

(3) 刈刃に葉などが詰まった際の事故

【事例5】

エンジンを切らずに刈払機に挟まった草を取ろうとしたところ、刈刃が動いて左手の指を切ってしまった。

(医療機関ネットワーク、令和元年9月、60歳代男性、要通院、中等症)

(4) キックバックによる事故

刈払機では、回転している刈刃の前端から右側部分に障害物や地面が当たると、回転方向と反対側に(右側)に刈刃が跳ね返ってしまうこと(キックバック)があります(図10)。キックバックが起こると、刈払機の制御が難しいため、重大な事故につながる危険性があります。

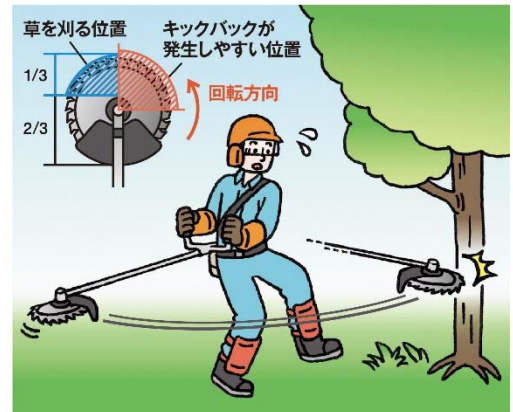


図10 キックバック

(一般社団法人日本農業機械工業会「刈払機の正しい使い方」より)

【事例6】

刈払機で田んぼの斜面のあぜ草を刈っていた。刈払機の刈刃が石に当たって手前に跳ね、長靴を破って右足の母指を切った。

(医療機関ネットワーク、平成29年8月、60歳代男性、要通院、軽症)

【事例7】

刈払機の刈刃が太い木に当たって飛んで顔に当たった。下顎に切り傷。

(医療機関ネットワーク、平成30年6月、30歳代男性、要通院、軽症)

(5) その他

高い場所や斜面での作業中に転落する、また加熱したエンジンで熱傷を負いそうになるなどの事故事例もありました。

【事例8】

畑の草刈り中、2m下の畑に誤って転落した。頭部の右側に切り傷があり、くも膜下出血もある。意識はある。

(医療機関ネットワーク、平成30年6月、80歳代男性、要入院、中等症)

【事例9】

日頃から、肩掛けバンドを使用せず、腰骨に刈払機を乗せ、草刈りをしている。庭の草を刈っていて、気付くとズボンとシャツに焦げ目がついている。厚手の衣類だったので熱傷はしていない。

(事故情報データベース、平成30年10月、50歳代女性)

4. 事故防止のためのアドバイス

(1) 刈払機を使用する前には必ず取扱説明書を読みましょう。

刈払機は草刈り作業に広く利用されている農業機械ですが、取扱いには十分な注意が必要です。高速で回転するむき出しの刈刃により、重大な事故が発生する危険性があります。使用前には必ず取扱説明書をよく読み、注意事項を確認してから使用しましょう。また、初めて使用する人は、熟練者から実作業の指導を受けるようにしましょう。

(2) 作業に適した服装、装備で行いましょう。

長袖、長ズボンの作業服を着用し、ヘルメット、保護メガネ、耳覆い、防振手袋、すね当てなどの保護具も使い、滑りにくい作業靴を履いてください(図11)。刈った草や小石などの飛散物から守りましょう。

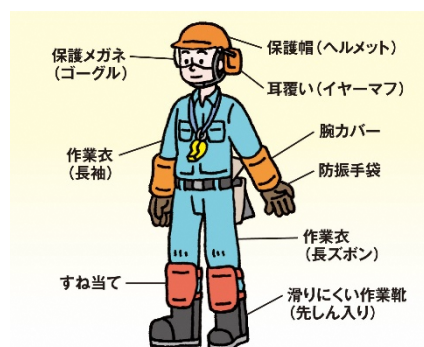


図11 作業に適した服装・装備

(一般社団法人日本農業機械工業会「刈払機の正しい使い方」より)

(3) 作業前に各部の点検をしましょう。特に刈刃、飛散保護カバー、肩掛けバンドやハンドルは正しく装着しましょう。

各部品が正しく取り付けられているか確認しましょう。特に刈刃は緩みがないか、欠けやひび割れがないか、きちんと確認してください。万が一の場合を考え、飛散保護カバーを必ず所定の位置に組み付けましょう。肩掛けバンドも適切な長さに調節して装着します。

(4) 作業をする際は、地面の異物を除去し、15m以内に人がいないことを確認してから開始しましょう。

飛散すると危険な石や枝、空き缶などの異物や障害物、巻き付きのおそれがあるひもなどが落ちていないか確認して、作業をする前に除去しておきましょう。安全な距離として周囲の人から15m離れて作業を開始しましょう。

(5) 回転する刈刃が障害物や地面に当たって跳ね返るキックバックに注意しましょう。

キックバックが起こると、跳ねた刈刃が作業員自身や周囲の人に当たる可能性があります。大変危険です。刈払機を使用する際は、刈刃の左側の前1/3で草を刈るようにしましょう。右側で草を刈らないように、往復刈りではなく右から左の一方向に動かすようにしましょう(図10参照)。

（６）刈刃に巻き付いた草や異物を取り除く際は、必ずエンジンを止めてから行いましょう。

作業中に草などが巻き付いて刈刃が止まってしまっても、詰まった物の抵抗で止まっているだけです。エンジンを切らないで取り除くと、刈刃が急に回転して手や指を切ってしまうおそれがあります。巻き付いた草などを取り除く際は、必ずエンジンを止めて、完全に刈払機が停止したのを確認してから行うようにしましょう。

（７）農協及び販売店等が実施する刈払機の使用講習会を受講しましょう。

業務で刈払機を使用する作業者は、厚生労働省が定める「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講することが勧奨されています（平成12年2月16日付け基発第66号労働省労働基準局長通達）。個人や自治会等で使用する場合でも、林業・木材製造業労働災害防止協会都道府県支部が実施する講習会がありますので、機会があれば積極的に受講するといいいでしょう。

5. 参考

消費者庁、独立行政法人国民生活センター「刈払機（草刈機）の使用中の事故にご注意ください！」（平成29年7月20日）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_170720_0001.pdf

独立行政法人国民生活センター「刈払機（草刈機）の使い方に注意―指の切断や目に障害を負う事故も―」（平成25年7月4日）・動画

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130704_1.html

農林水産省「刈払機の適正な使用を！」（平成22年9月15日）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/pdf/kusakari2.pdf

日本農業機械工業会「刈払機の正しい使い方」・動画

<http://www.jfmma.or.jp/news.html>

＜本件に関する問合せ先＞

消費者庁消費者安全課

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <https://www.caa.go.jp/>